



事務連絡
平成21年5月29日

地方厚生（支）局医療指導課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める
掲示事項等の一部改正について

標記については、「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等について」（平成18年厚生労働省告示第107号。以下「掲示事項等告示」という。）の一部が平成21年5月29日付け厚生労働省告示第315号をもって改正され、告示の日から適用されたところですが、その概要は下記のとおりですので、お知らせします。

記

1 掲示事項等告示の一部改正について

(1) 人血清アルブミン（遺伝子組換え）製剤「メドウェイ注5%」について、今般、製造販売承認取得に係る試験データの差し替えが行われていた事実が判明したとして、製造販売業者である田辺三菱製薬株式会社より、当該品目の自主回収を行い、製造販売承認を取り下げる旨の報告及びこれに伴う薬価基準からの削除依頼があったことから、当該品目について掲示事項等告示の別表第11に収載して、平成21年7月1日以降保険診療における使用医薬品から除外するものであること。

(2) (1)により掲示事項等告示の別表第11に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	0	1	0	0	1

(参 考)

揭示事項等告示

別表第11 第1部 (平成21年6月30日まで)

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価 (円)
1	注射薬 メドウェイ注5%	人血清アルブミン (遺伝子組換え)	5%250mL 1瓶	9,602

